

令和6年度 旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会（第1回） 会議録

開催日時 令和6年10月1日（火） 13時30分～15時00分
開催場所 印西市役所附属棟 25会議室
出席者 加藤庄一分科会長、織原拯委員、浦川真一委員、石井隆委員、和田賢太郎委員、
岩崎員幸委員、板谷和也委員、青木恵巳子委員
事務局 交通政策課 本多課長、金井係長、渡邊主事
傍聴者 0名
協議事項 （1）印西市タクシー利用に係る地域公共交通助成実証実験について
会議資料 1. 会議次第
2. 協議事項（1）タクシー利用に係る地域公共交通助成実証実験について
3. 委員名簿
4. 印西市地域公共交通会議分科会設置要領

会議録（要約）

1 開会

（事務局） 定刻となりましたので、旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会を始めさせていただきます。

2 課長あいさつ

（課長）

本日はお忙しい中、分科会に、お集まりいただきありがとうございます。

交通不便地域の対応につきましては、令和7年度のふれあいバスの再編に合わせた、公共交通不便地域対応方針を6月24日に開催いたしました、地域公共交通会議においてご承認をいただいているところでございます。

現在、令和7年度を目途にふれあいバスの再編案の策定に向け、運行事業者と協議を進めているところですが、重複路線や運賃格差などの課題から時間を要しているところでございます。

このような中、本日の議題となります、タクシー利用に係る地域公共交通助成実証実験につきましては令和7年3月31日に実証実験が終了することから、本分科会において、当該助成制度について、ご意見をいただきたく、本日は皆様にお集まりいただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

3 分科会長の選出

（事務局）

それでは次第の3、分科会長の選出に入らせていただきます。分科会長の選出でございますが、印西市地域公共交通会議分科会設置要領第4条の規定により、地域公共交通会議の会長が指名することとしております。地域公共交通会議の会長である企画財政部長の米井から、市民代表である加藤委員の指名がございましたので、ご報告いたします。加藤委員いかがでしょうか。

(委 員)

承知いたしました。本分科会において、委員の皆様それぞれの立場から、数多くの建設的なご意見をいただきながら、しっかり協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様、加藤委員のご承諾をいただきましたので、加藤委員を分科会長として会議を進めてまいります、よろしくお願いいたします。

これより、協議事項に入らせていただきますが、議事進行につきましては、加藤分科会長にお願いいたします。

4 会議録署名委員の氏名

(分科会長)

これより、本会議の議長を務めさせていただきますので皆様のご協力をお願いいたします。それでは次第4、会議録署名委員に移ります。

本日の会議の署名委員でございますが、「織原委員」と「浦川委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5 協議事項

(分科会長)

続きまして、次第5、協議事項に移ります。

協議事項(1) タクシー利用に係る地域公共交通実証実験について事務局より説明を願います。

(事務局)

協議事項(1) を説明

(分科会長)

事務局からの説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質問・ご意見等ございましたら、委員の皆様お願いいたします。

(委 員)

現在実証実験しているタクシー利用券制度の利用者の声は出ているのでしょうか。

(事務局)

利用者の方10人にアンケートを実施しました。アンケート結果から、助成金額については概ね妥当とのご意見をいただいています。

また、タクシー利用券を利用していない方にも、アンケート調査を実施しました。

(委 員)

利用しない理由はどのようなものでしょうか。

(事務局)

利用者しない方は、各自、家族や知人による移動手段があることが主な理由となっています。

また、アンケート調査のほか、自己負担が生じることで利用しにくいこと、利用したいが地理的条件が合わずに利用できないとのご意見をいただいています。地理的条件では、自宅は路線バスのバス停の300m圏内にあるが、そのバスが買い物や通院で行きたい方向ではなく、タクシー利用券の制度を利用したいが利用できないとことです。本日、提示しました対応案はタクシ

一利用券の対象地域の拡充を考えています。本埜地区の検証結果から、市内交通不便地域への対応について委員皆様のご意見をいただき協議を進めていきたいと考えています。

(委員)

タクシー利用券の今後の対応案として、市の予算にもかかわることだが、事業規模により費用負担が変わってくる、市の負担が大きくなるが、案３が良いと思います。

(事務局)

事務局から提示した案１～３は、供給バランスを注視しながら、段階的に対象条件を拡充しています。利用者の利便性の視点では、利用者の都合に合わせた利用ができることと思います。

案３については、現状の制度の中で市内全域の７０歳以上のすべてを対象にできるものなのか、委員皆様のご意見をいただきながら協議したいと思います。

また、現状として利用者は多くないが、対象条件を広げていくことで利用者の増が見込まれるものと考えております。

(委員)

印西市内の市街化調整区域でタクシー利用券制度を導入した場合、利用者が最も多く見込まれる地域はどこでしょうか。

(事務局)

印旛地区の瀬戸、吉高あたりが見込まれると思います。

(委員)

その地域が最も多く見込まれるのであれば、対応案実施後も利用状況はあまり変わらないのではないかと思います。アンケート調査結果からも「自家用車を持っている」という理由で利用しない人が多いのではないかと思います。対象地域を案３の市内全域にした場合、最も利用するようになるのはどの地域を見込んでいるのでしょうか。

(委員)

千葉ニュータウン内での利用、例えば木刈地区の方が利用するのかもしれませんが。

(委員)

同意見です。本埜地区、瀬戸や吉高地区の方は、自分で運転される方が多いのではないかと思います。千葉ニュータウンや木刈地区付近の方は、自家用車を所有していない方が多く、商業施設周辺の方で利用が増えるのではないかと思います。

(事務局)

案３については、成田市の例を参考としています。成田市では、市内全域で７０歳以上を対象にデマンド交通を実施しており、印西市に置き換え実施した場合を想定したものです。

(委員)

成田市のデマンド交通を担っていますが、印西市の事情と違いがあるのかもしれませんが、成田市の利用状況は、市内の中心部に住んでいる方の利用は少なく、郊外から通院や買い物で利用される方が主な利用者となっています。

(事務局)

成田市を例では、対象者が２４，０００人で、実際に登録している方が５，０００人です。その中の年間利用人数は１６，０００人です。平均すると登録者が年間３回ほど利用している状況です。

(委員)

スワン号の反省を活かすのであれば、乗り手側の事を考えなくてはならない。どこでタクシー

に多く乗られるのかを考えてみると、千葉ニュータウンや木刈地区等の中心部なのかと思います。デマンド交通で車両を事業者が用意するとなれば、弊社の場合で言うとデマンド専属の社員を配置しております。理由は祭り等で利用の予測が立っているからです。よって利用の予測が立つということは、事業者側が人員を配置することについては難しくはないのかと思う。事業者側としては導入しやすい反面、タクシーの需要は低くなることが考えられます。弊社のグループ会社であるタクシー会社でも、以前、一部地域でデマンド交通を開始したことにより、その地域からタクシー事業を撤退するという事例も発生しているので慎重に判断しなくてはならないと思います。

(事務局)

デマンド交通については、慎重な検討が必要であり、継続して検討をしていきたいと考えます。次年度については、現行のタクシー利用券を軸として、現行案を基に案１、案２、案３についてご提示させていただきました。

(委員)

案１、案２は対象地区を市街化調整区域としており、乗車場所か降車場所のどちらかが対象地区に入っている必要があるということで解釈しております。この点を、対象地区に居住の方は乗降場所に限らず、市内全域の移動に利用できるといった範囲に広げてみるというのはいかがでしょうか。

(事務局)

本埜地区にタクシー利用券制度を導入する際に、対象条件を乗降場所のどちらかが本埜地区に入っていることとしました。その理由として、交通不便地域の移動手段を確保していくことを前提とした実証実験であること、また、対象条件等について検証していく中で、当該制度の見直しをしていくことで、ご承認いただいたものと認識しています。

乗降条件を見直すことで、例えば、千葉ニュータウン中央駅付近から印西牧の原駅付近までタクシーで移動する際にもタクシー利用券を利用できるようになった場合、交通不便地域の移動手段という視点から公平性に欠け、本来の助成制度の趣旨と離れることになると考えています。このような経緯から、乗降場所については一定の制限が必要であると考えています。

(委員)

タクシー利用券の制度について、駅、バス停から距離条件によって、同地区内で利用できる人とできない人が出てしまうということが懸念事項であると思っていました。この制度を実施してみて、多くの方に利用していただくと持続可能性はどうかという課題も出てきます。利用していない方々がどのような理由で利用していないのかという点についてももう少し調査する必要があるかもしれませんが、少なくともこの地域では自家用車の保有や友人との間で利用されている方が多いという傾向を見ると、もう少し対象の範囲を広げても大きな問題はないのかと思います。どのくらい広げるのかという点が問題であると思います。まずは市街化調整区域、交通不便地域のみ限定してみて、どれだけのご利用になるか見定めた上でその後を検討していくのが良いかと思います。

また、自己負担額をどうするのかという話が一方であり、自己負担額が高くなれば利用されないということあるのかもしれません。最終的には交通不便地域の方々により多くの方に利用していただけるのが最優先であると思いますので、案１、案２、案３のいずれかで問題ないと思います。

(委員)

タクシー利用券を利用している方の中で、運転免許証を返納された65歳から70歳の間の方はどれほどの割合になるのでしょうか。

また、案2に設定した場合の市街化調整区域とは印西市内でどのくらいの範囲が含まれるのか教えてください。

(事務局)

65歳以上70歳未満の方の対象者はいません。

設定した場合の対象範囲についてですが、市内全域で34地区のところ、市街化調整区域になると57地区になります。追加になるのは竹袋、別所、宗甫、平岡、鹿黒、亀成、発作、浦部、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、武西、船尾、松崎、多々羅田、草深、泉野、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷の以上が追加となります。これらの地区の一部では市街化調整区域と市街化区域が混在している地区があり、小林、大森、草深、瀬戸、吉高となります。

市街化調整区域内の対象人口については把握できていない状況ですが、地区内の65歳以上の人口が約8900人です。このうち対象見込人口として、3から4%ほどの、約300人を想定しています。案2では324人を基に助成額を試算しています。利用率が100%では約24,883千円、80%では19,906千円、50%では約12,441千円、30%では約7,464千円です。現在の利用率は約30%であり、同等の利用率で試算すると約750万円の助成額を見込んでいます。

(委員)

案1、案2、案3で実施した場合、バス停からの距離条件を廃止することで理解しています。現在のタクシー利用券の対象者でバスを利用している方々の割合というようなデータはありますか。

(事務局)

タクシー利用券利用者のバス利用状況については把握しておりませんが、タクシー利用券の対象者はバス停から300m以上離れているため、バスの利用が困難な状況であるものと考えています。

(委員)

バス停からの距離の制約がなくなって、タクシー利用券の対象が広がることで、現在バスを利用している方が利用しなくなることも考えられます。結果として、補助路線バスであれば、補助金などに影響が生じる場合もあるのではないかと思います。

(事務局)

案1、案2については交通不便地域や人口が密集している地域ではなく、バス停からの距離条件の廃止によって、路線バスに大きな影響が生じるものとは考えておりません。

(委員)

70歳以上であればフレイカを利用してふれあいバスを無料で乗れると思います。タクシー利用券は自己負担額が1,500円から2,000円になると思います。

そうするとバスを優先するという考えの方は自己負担が少なくてよいのではないのでしょうか。

(事務局)

事務局では、交通不便地域の移動手段の確保という点でいえば、バス、タクシー利用券といった、交通手段の選択肢が増えることで、利便性の向上に繋がるものと考えています。

(委 員)

6 ページの交通不便地域の対応案は、本埜地区については全体が対象となっているのでしょうか。

(事務局)

本埜地区は対象となっています。

(委 員)

弊社は宗像路線を運行しておりますが、2 台で 2 ルート担っているが便数が非常に少ない状況です。交通不便地域に限らず全体を含めて検討したほうが良いのではないかと。以前に相談を受けた 80 歳の独居老人の方で、バス停より 50 m の位置に住んでいるが、バスを利用すると逆に不便となるとのことでした。バス停が目の前にあっても、バス停までの移動が困難な方は多くいると思います。このような方々を総合的に解決できる方向性の方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

委員のご意見のとおり、事務局にも、バス停の近くでもバス停までの移動が困難であるといった、ご意見をいただいています。

案 2 では、現行の対象地区本埜地区に、交通不便地域 10 地区を追加していますが案 3 では、交通不便地域 10 地区に加え、さらに市街化調整区域を対象地区としています。

(委 員)

案 3 の乗降場所のいずれかが市内であるということという点については、市内どこでも良いという解釈でよろしいのでしょうか。

(事務局)

市内全域なのでどこでも良いということです。

(委 員)

案 3 を今いきなり実施するには市内の各交通に対する影響はかなり出て来ると思います。そこで現時点でタクシー利用券制度の活用を継続する考えであれば、案 2 が良いと私は思います。

(事務局)

タクシー利用券の制度について助成金額や利用枚数の点でご意見をお聞きします。参考までに和光市では 1 枚 500 円で年 12 枚、稲敷市では 1 枚 700 円で月 8 回。九十九里町については 1 枚 500 円の月 4 枚、匝瑳市は 1 枚 500 円の月 3 枚であります。事務局では、現状維持することで考えています。

(委 員)

他自治体の参考例は 1 回のご利用につき 1 枚までの制約があるという条件の中での金額と枚数という解釈でよろしいのでしょうか。

(事務局)

自治体によって、詳細は異なりますが、基本的には、1 回につき 1 枚までの制約があります。ただ、相乗りした場合は利用券の対象者が 1 枚ずつ出し合えば複数枚使えるという自治体もございます。

(委 員)

現在は、月に 800 円の 8 枚配布で他の市よりも優遇が大きいと思いますが、利用率を増やす考えで行くと金額を下げて枚数を増やしてみようというのはいかがででしょうか。現状 800 円の 8 枚で 6,400 円を負担しているが、500 円の 10 枚にしてみるのはいかがででしょうか。トータルでは負担額は低いが利用回数増えるのではないのでしょうか。

(事務局)

現在、利用しない意見に自己負担額が大きいからという意見が出ている中では、利用者の負担軽減を図っていきたいと考えています。

補助金額を減額することで、自己負担額増にならないよう運用について検討が必要ではないか思います。

(委員)

助成金額を上げた方が利用率は上がると思います。

(委員)

1回あたりの利用枚数を上げるのはどうでしょうか。1回あたりの乗車で2枚使える等の方が良いのかもしれませんが。現行制度では、1回の乗車で800円の1枚しか使えないので、複数枚使えるようにして自己負担額を下げてみるのはどうでしょうか。

(事務局)

現在の利用状況は平均して、合計運賃が約2,400円の自己負担額が約1,600円であり、約3分の2が自己負担額です。1回乗車での利用枚数を上げることで自己負担額の軽減には繋がるのではないかと考えます。

(委員)

それであれば、1回の乗車あたりの利用枚数を上げることが良いかと思います。

(事務局)

現状の利用制度と大枠は変わらず、利用率の向上を図れると思います。

(委員)

東京のタクシーの福祉券は金券であり、利用率はほぼ100%です。10,000円支給されて、おつりは出ないが1度の乗車に対して利用金額の上限はなく東京都内全域で利用できます。印西市内で利用できるタクシー利用券に限って利用促進を図るなら、上限2枚もしくは、当該金額全部使えるがおつりは出ないというような制限も良いのかと思う。

(委員)

高齢者の部門で福祉タクシーをやっていて上限は1,000円であり、利用した料金の半分で1,000円を上限としている。高齢者の部門も制度を改める議論をしているが金額を上げるのであれば1,000円に合わせるようにするとか、金額を少し上げるのも良いかと思います。

(委員)

例えば、平均のタクシー利用金額が2,400円であるので、800円で1枚でなく、1,600円で2枚利用できれば、仮にバスを利用した運賃と比較した利便性を考えて色々な選択肢が出て来るのかもしれませんが。

(委員)

金額と負担感についての地域差とか実際に使ってみてどうなのかということを踏まえると、利用率30%というのも、もう少し市としても上げていきたいのであれば、ご意見いただいているように利用券の制度を緩和し、使いやすくすることで利用率の向上が期待できます。

(事務局)

皆様にご意見をいただいた中で整理させていただきます。対象地域については、案1、案2、案3と順に段階を踏むのも1つですが、協議の中で対象条件を広げてみるのが良いという声も頂きました。この分科会では案2の方も含めた対象地区に広げた方が良いのではないかという案の方向性でお示しさせて頂いてもよろしいでしょうか。

また、金額についてはまずは現行の金額を維持し、1度の乗車における利用可能枚数を2枚に増やすということでもよろしいでしょうか。

(分科会長)

それでは、案2の内容で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

【承認】

(分科会長)

それでは、事務局の案2のとおりご承認とさせていただきます。

以上で協議事項を終了とします。進行を事務局にお戻しします。ありがとうございました。

(事務局)

本日の分科会での決定事項は案2を基に、金額は現状維持、枚数については利用枚数を2枚に増やすということで承認いただきました。これを基に庁内で内容確認し大幅な変更が生じなければ、11月6日の地域公共交通会議の協議事項として提出していきたいと思います。

4 閉会

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を終了します。皆様ありがとうございました。

令和6年度第1回印西市地域公共交通会議旧本埜周辺地域対策分科会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和6年11月6日

委員 織原 拯
浦川 真一